

「令和8年度愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンター
(愛知県6次産業化サポートセンター)」委託先募集要項

1 事業の目的

農山漁村では、農林水産物や農林水産業に係る多様な地域資源を活用した付加価値の創出による所得の向上や雇用機会の確保等の可能性を有している。

農林漁業者等が個々で行ってきた取組(狭義の6次産業化)を更に広げ、多様な地域資源を活用し地域の多様な事業者との一層の連携を進めて新たな事業や雇用を創出する取組(広義の6次産業化)(以下、「6次産業化等」という。)の一層の推進が求められている。

そのため、地域資源活用・地域連携事業体(以下「農林漁業者等」という)の支援を行う相談窓口(以下「サポートセンター」という。)を設置し、民間の専門家(以下「地域プランナー」という。)を農林漁業者等へ派遣し助言等を行うサポート活動の実施や、経営感覚を持って取組を進める人材を育成する「人材育成研修会」を開催する。

さらには、愛知県6次産業化推進戦略(以下、「県戦略」という)に基づき、農林漁業者等と他分野の事業者及び市町村等地域の支援機関との交流や相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進するため、交流会を開催する。

2 委託業務の内容

農林漁業者等へのサポート活動、人材育成研修会及び交流会の開催

3 委託業務の明細

別添「令和8年度愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンター(愛知県6次産業化サポートセンター)」委託業務仕様書」の内容のとおり

4 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和8・9年度入札参加資格者名簿」掲載者のうち、業務(大分類)「3役務の提供等」のうち営業種目(中分類)「16その他の業務委託等」が登録(現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む)されており、かつ、愛知県内に本社、支社又は営業所があること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に掲げる排除措置の対象となる者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 募集期間

令和8年3月25日（水）から令和8年4月14日（火）午後5時まで（必着）

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

9,570,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

*ただし、人材育成研修会及び交流会に係る経費は総額の2割以内とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

(4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催します。

◆日時 令和8年3月30日（月） 午前11時から

◆場所 愛知県庁西庁舎5階 海区漁業調整委員会委員室
名古屋市中区三の丸3-1-2

(注) 説明会への出席は必須条件ではありませんが、できる限り出席してください。なお、欠席により不利益を受けられてもその責任を負いません。

※ 資料の準備等の関係から、出席を希望する場合は、1社あたり2名までとし前日の3月27日（金）正午までに件名を「令和8年度愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンター委託説明会の参加について」とし、shokuiku@pref.aichi.lg.jp宛て「事業者名」「出席者数」及び「連絡先（電話番号）」を記載の上、送信してください。

8 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式）

(イ) 見積書 「愛知県知事」宛てとしたもの

(ウ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 定款

(オ) 直近3か年の決算報告書

- (カ) 国税及び地方税（県税・市町村税）について滞納がないことの証明書
- (キ) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- (ク) 過去に実施した類似業務の成果書
- (ケ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書及び申告内容に係る関係資料（※応募要件ではない。該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること）

イ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※ただし、上記(エ)～(ケ)は正本1部のみの提出でよい

ウ 提出期限

令和8年4月14日（火）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参若しくは郵送（配達証明に限る）とする。

(2) 提出先（問合せ先）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3-1-2

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 輸出促進・六次産業化グループ

電 話 052-954-6719（ダイヤルイン）

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合、配達都合で締切時刻までに届かない場合もあるので、期限までに確実に到着するよう余裕をもって送付すること。

(3) 応募に関する問合せ

本業務に関し質問がある場合には、電子メールにて、令和8年4月10日（金曜日）午後5時までに受け付ける。

問合せ先 shokuiku@pref.aichi.lg.jp

（件名を、「令和8年度愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンターの委託業務に関する質問」とすること。）

回答については、質問者あてに電子メールで回答するほか、令和8年4月13日（月）までに愛知県農業水産局農政部食育消費流通課のWebページに掲載する。

(4) 企画提案書類作成上の注意

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合

イ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

ウ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として応じない。

(5) その他

- ア 資料の提出に係る費用は応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- イ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- ウ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

9 選定者数

1 者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時は、後日通知する。

ア 日 時 (予定)

令和8年4月21日(火) 3時30分から

イ 会 場 (予定)

愛知県庁西庁舎5階 海区漁業調整委員会委員室
名古屋市中区三の丸3-1-2

ウ 方 法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり10分間のプレゼンテーション後、10分間の質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

イ 業務内容等について

(ア) 委託業務仕様書の業務内容に沿った提案内容となっているか。

(イ) 地域資源活用や地域連携による付加価値の創出に係る経営改善等に取り組む農林漁業者等へのサポート活動に係る具体的な実施内容、方法が明確に示されているか。

(ウ) 地域プランナーを活用し、農林漁業者等への効果的なサポートを行う工夫がされているか。

(エ) 交流会について、農林漁業者と他分野の事業者及び市町村等地域の支援機関との交流や相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進する開催内容になっているか。

(カ) 人材育成研修会について、地域資源活用や地域連携による付加価値の創出に係る経営改善等に取り組む農林漁業者等が効果的に育成される研修内容となっているか。

ウ 業務の効果について
業務の波及効果、発展性

エ 委託業務経費について
経費項目や金額の妥当性

オ 社会的価値の実現に資する取組について（※応募要件ではない）

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が4件以上の場合は、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査会は非公開とし、予備審査会の構成員氏名は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書及び添付資料についての書面審査を行う。

イ 審査基準については審査会に準じて行う。

ウ 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位3件を審査会へ付議する。

エ 予備審査会の審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査会の審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査会の審査結果をうけ、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

令和8年	4月14日（火）	企画提案書の提出期限
	4月21日（火）（予定）	審査会による審査
	4月下旬	委託先の決定、契約締結
令和9年	3月下旬	実績報告書の提出、完了検査、請求書の提出
	4月上旬	委託料の支払い

12 その他

(1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。

(2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県のHPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。